

## 注意事項

- ・ 2026年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
市営住宅への入居申込	事実上婚姻関係と同様の事情にある者として申込みができる。	○			建築課 0569-84-0670
税務証明書の交付（所得証明書、納税証明書など）	親族とみなして同世帯の場合は、申請及び受領ができる。	○			税務課 0569-84-0620 収納課 0569-84-0624
住民票の続柄記載	住民票における世帯主との続柄を「同居人」ではなく、「縁故者」（異性・事実婚の場合は「妻（未届）」）と記載することができる。	○			市民課 0569-84-0632
市職員の福利厚生等	各種手当、休暇、祝金について利用することができる。	○		・各制度ごとに、必要書類は異なる。	人事課 0569-84-0607
犯罪被害者等支援金	故意の犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の御遺族への支援金給付	○			防災安全課 0569-84-0626
犯罪被害者等日常生活支援	故意の犯罪行為により日常生活を営むのに支障がある犯罪被害者等の方に対するホームヘルパー派遣及び配食サービスの提供	○			防災安全課 0569-84-0626